

2026年度後期 溶接管理技術者 評価試験概要

一般社団法人 日本溶接協会 溶接管理技術者認証委員会・評価委員会

1. 受験条件

申請時に下表に示す学歴又は認証に該当する必要職務経験年数を満たすこと

学 歴 又 は 認 証	等級別の必要職務経験年数		
	特別級	1級	2級
① 理工系大学院修了者および理工系大学卒業生	3 (1)	2 (1)	1
② 理工系以外の大学院修了者および大学卒業生	6	4	2
③ 理工系短期大学および工業高等専門学校卒業生	6 (5)	4 (3)	1
④ 理工系各種専門学校および工業高等学校卒業生	—	7	2
⑤ 工業高等学校以外の高等学校卒業生	—	8	4
⑥ 上記学歴によらない場合	—	—	7
⑦ 1級認証者	3	—	—
⑧ 2級認証者	—	3	—

注記1 表中の経験年数は、最小限の必要年数を表す。

注記2 () 内の数字は溶接専修と見なされる学校に適用する。

注記3 経験年数は、溶接技術に関連した職務に専従した期間とし、専従でない場合は職務の実態に応じて査定する。

注記4 経験年数は、学歴については修了及び卒業後、認証については認証取得後の年数とする。

注記5 ①の理工系大学卒業生は、工業高等専門学校専攻科卒業生を含む。

注記6 ④の理工系各種専門学校卒業生は、高等学校卒業以上の学歴を有している場合に認められる。

補足 ⑤の工業高等学校以外の高等学校卒業生には、理工系以外の短期大学および理工系以外の専門学校卒業ならびに高等学校卒業程度認定試験合格者を含む。

- ・ただし、申請時に上表を満たさない未達の状態（以下、「未達」という。）であっても、筆記試験を受験することができます。「未達」で筆記試験に合格した場合は5年以内に上表の必要職務経験年数を満足させ、口述試験を受ける必要があります。
- ・⑦⑧の各認証者につきましては、対象資格の初回認証後 有効保有期間を3年以上有する方が該当です。
- ・注記2の溶接専修とみなされる学校の一覧は「WES8103:2019（溶接管理技術者認証基準）」の『解説』に記載があります。日本溶接協会ホームページ（<https://www.jwes.or.jp>）から閲覧可能です。

2. 評価試験予定日

(1) 筆記試験（一次試験）

試 験 日（予定）	2026年11月8日（日）
実施地区（予定）	仙台、東京、名古屋、大阪、福岡

(2) 口述試験（二次試験）

試 験 日（予定）	2026年12月5日（土）
実施地区（予定）	原則として東京、大阪

- ・有効な修了証（交付から2年以内）を保有されている方は、口述試験が原則、免除となります。
※研修会の修了書が交付されても、口述試験が免除とならない場合があります。
また、特別級では口述試験の免除はありません。
- ・1級の研修会を修了された方が2級の評価試験を受験する場合も、口述試験は免除になります。

3. 受験申請

(1) 申請方法

- ・WEB申請のみです。紙では受付けていません。また、事務局による代行申請は対応していません。
- ・WEB申請はe-Weld（溶接管理技術者専用）を利用してください。マイページを作成されていない方は、本人管理マイページまたは勤務先管理マイページを事前に作成する必要があります。

e-Weldの案内は、下記URLを確認してください。

(URL) <https://www.jwes.or.jp/e-weld/we/>

(2) 申請期間

- ・評価試験の申請期間は次のとおりです。

2026年8月24日～2026年10月1日 《申請期限厳守》

- ・2026年10月1日 23:59までの期間内に、全ての申請を完了する必要があります。一時保存状態や画面操作中に期限を超えた場合、一切受け付けることはできません。

(3) 申請までに用意するもの

- ・受験条件①から⑤により申請する方は、最終学歴を証明する「卒業証明書」「卒業証書」「学位記」を早めに用意してください。申請期間最終日までに用意できないと、受験することができません。
(卒業論文や日本技術者教育認定機構(JABEE)認定プログラムの修了証書は不可)
- ・受験条件④または⑤のうち、各種「専門学校」を最終学歴とされる場合は、「専門学校」の「卒業証明書」などのほかに、その直前に卒業した「高等学校」の「卒業証明書」なども必要となります。2つの「卒業証明書」などを1つのファイルにしたうえで、アップロードしてください。

4. 特別級の受験について

特別級を受験する方は、次の内容を確認のうえ、申請してください。

(1) 筆記試験

① 筆記試験Ⅰ及び筆記試験Ⅱ

- ・筆記試験Ⅰは、1級に相当する内容です。
筆記試験Ⅱは、「材料・溶接性」、「設計」、「施工管理」(フレーム及びベッセル部門)、「溶接法・機器」の4分野から出題されます。
- ・筆記試験Ⅰは午前中に1級試験と同じ時間で、筆記試験Ⅱは午後に行います。
- ・1級溶接管理技術者の認証者は、筆記試験Ⅰが免除されるため、筆記試験Ⅱのみの受験となります。

② 筆記試験の単位制について

- ・特別級の筆記試験については、単位制です。
すべての単位を修得した後、口述試験を受ける必要があります。
- ・筆記試験Ⅰが1単位、筆記試験Ⅱが4分野の4単位、合計5単位となります。
- ・筆記試験Ⅰの合否判定基準は、1級と同一です。
筆記試験Ⅱの判定基準は、総得点と各問題の得点の両方が基準を満足することが必要です。
総得点が基準を満足しても各問題の得点が基準を満足しない場合には、合否は保留となり、基準に達しなかった問題を含む分野について再試験を受けることになります。
- ・再試験は、2年以内に2回まで認められます。
筆記試験Ⅰが不合格の場合も同様の扱いとなります。

③ 筆記試験Ⅰのみ合格の場合の1級認証

筆記試験Ⅱが不合格で、筆記試験Ⅰのみが合格の場合、事前に申請された場合に限り1級溶接管理技術者の認証を受けることができます。

この場合、1級対象の口述試験を受けていただくことになります。ただし、有効な1級研修会の修了証を保有している方は、口述試験が免除される場合があります。

(2) 口述試験

筆記試験に合格された方は、口述試験を受験しなければなりません。

口述試験不合格の場合、特別級の合否は保留とし、口述試験のみ再受験となります。